新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の 確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。 地域経済にも大きな影響が及び、令和2年度は元より来年度においても、地方税・地方交付税な ど一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への 対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまで にない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に 実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。 その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財 源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できる よう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填 措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に 対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税 の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効 性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直 しは土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特 例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などによ り対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了する こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月28日

内閣総理大臣財務大臣大ち 医臣臣政務 産業大臣財務 産業大臣財務 産房長度財務 産房長財務 産房長財務 日本担当大臣経済再生担当大臣株 済 長議 院 議長

座間市議会議長 上 沢 本 尚